

校内生活の心得について

校内生活の心得は、学校生活を送る上での必要最低限のルールです。学校生活を明るく楽しいものにするためにも、この他にも守るべきマナーはたくさんあります。皆が気持ちよく過ごせるよう、以下の心得の趣旨を理解し、これを自主的に実践できるように努めること。

1. 生徒心得

(1) 身だしなみ

- ①服装は所定の制服を規定の通り正しく着用すること。
- ②常に清潔・質素・端正な身だしなみに心掛けること。
- ③化粧、装飾品（ピアスなど）はしないこと。
- ④頭髮に関しては、染色はしないこと。
- ⑤下履き、体育館履きは、必ず区別し、指定の場所で履きかえること。

(2) 服装規定

服装については次の本校規定の制服を着用し、特に、学校が指定した日（式典、定期考査期間等、年間行事予定表に「指」と記されている日、その他）は、以下のとおり「正装」すること。

冬期（11月1日～4月30日）は下記の冬服を着用すること。

〈スラックス〉ブレザー、白Yシャツ、スラックス、ネクタイ

〈スカート〉ブレザー、白Yシャツ、スカート、リボン（えんじ色）

夏期（6月1日～9月30日）は下記の夏服を着用すること。

〈スラックス〉白Yシャツ、夏用スラックス

〈スカート〉白Yシャツ、夏用スカート

ネクタイ、リボンについては、着用しなくてもよい。

* 指定日以外は次の服装を認める。

- ①〈スカート着用時〉はブルー（オプション）のリボンの着用。
- ②淡色・無地のカラーシャツの着用。
- ③学校指定のポロシャツの着用。（夏期のみ）
- ④年間を通してベスト、セーター、カーディガンの着用（色は、黒・紺・グレイ・茶系または白の無地を基本とすること。パーカー、トレーナーなどを制服の下に着るのは不可）
- ⑤その他詳細な規定や、年度の途中での変更については、生活指導部の指示を守ること。

* 冬期、夏期の移行期間を設定する。

この期間は夏服・冬服両方の着用を認める。

《移行期間》5月1日～5月31日

10月1日～10月31日

(3) 学校生活一般

- ①クラスに日直をおく。日直はクラスの清掃・防火および環境の整備等にあたり、毎日、日誌を記入して担任に提出すること。
- ②教室および学校の備品の使用・返却に関しては、担任または、その関係の先生に使用願を提出し、許可・指示をうけること。
- ③学校の施設・物品及び樹木等を破損した場合は破損届を生活指導部の先生に提出し、その指示をうけること。場合によっては、現品または金銭で弁償しなければならないこともある。

- ④拾得物、遺失物は生活指導部の先生に届け出ること。
- ⑤学校内で、ビラ等を配布または掲示するときは、事前に生活指導部の先生に提出し、その指示を受けること。
- ⑥自転車通学は許可制とし（自転車通学規定参照）、オートバイ（原付含む）、自動車による通学は認めない。
- ⑦アルバイトは健康、安全上の問題や学業等に支障をきたすことが多いので、学校としては望ましくないものと考えている。やむを得ず、アルバイトの必要が生じた場合には、事前に担任と相談し、生活指導部に届け出ること。

(4) 自転車通学規定

- ①自転車通学を希望する者は、必ず保険に加入し「自転車通学届」を生活指導部に提出し、許可を受けること。
- ②自転車通学の際はヘルメットの着用をすること。ヘルメット着用に同意し未着用の場合は自転車通学許可を取り消す。
- ③使用する自転車には、学校指定の登録番号入りのステッカーを貼って利用すること。
- ④自転車を替えた場合には、ステッカーの再交付を受けなければならない。
- ⑤使用する自転車には、鍵を取り付け、必ず所定の場所に置くこと。
- ⑥学校の近隣や駅前に自転車を放置しないこと。
- ⑦交通道德・交通法規を遵守し、交通事故を起こさないように注意すること。事故に遭った場合はすぐに学校に連絡し後ほど生活指導部に届け出ること。
- ⑧通学経路を交通機関から自転車に変更した場合は経営企画室への届出が必要である。

(5) 放課後・休日の活動について

- ①放課後は以下の時間までに下校すること。

下校時刻 16 時 55 分

※春季休業期間、夏季休業期間、冬季休業期間についても 16 時 55 分とする。

- ②休日には登校しない。ただし、生徒会活動や部活動等の特別活動のために登校する場合は、前日までに担任・顧問または関係教諭を経て届を生活指導部の先生に提出し、その承認を受けること。

(6) 下校延長（居残り届）について

- ①原則として公式試合 1 週間前あるいは顧問が必要と認めた場合に限り、生活指導部に届を出し、顧問が付き添うこと。
- ②活動時間は原則として、18 時 45 分までとし、19 時までに下校する。
- ③居残り届は活動予定日の前週の金曜日までに所定の手続きをする。
- ④16 時 55 分以降の出入り口は、センター棟 1 階玄関 1 か所とする。

(7) 自習時間について

空き時間等による自習時間は、自習室または図書館で静かに自習すること。室内外でのレクリエーション、楽器の演奏、体育施設等を利用した運動を禁止する。